

# 事業に関する質問及び回答

R1.5.20 更新

No.	分類	質問内容	回答
1	機器等	介護用移動リフトは、購入しての導入も可能か。	購入での機器導入はできません。 当事業は、リフトの試用(お試し)であるため、レンタルのみとなります。
2	機器等	スリングシートもレンタルとなるか。購入の場合には今回の事業の対象から外れるか。	スリングシートは一般的に購入のみとなるため、スリングシートの購入費も含めての1台当たりの補助金となります。
3	機器等	スリングシートは、リフト機器1台に対して1枚となるか。	スリングシートは必要枚数準備していただいかまいません。利用者の身体状況等に合わせて選択してください。 ただし、1台あたりの補助金上限額を超えた部分は法人側の自己負担となります。
4	機器等	スリングシートについて、入浴で使用するタイプの椅子一体型を導入したいが、よいか。	シートの種類については、法人側の希望で選択してかまいません。 希望している一体型ものを選択すると高額となりますので、1台当たり補助金上限額を超えた部分は法人側の自己負担となります。
5	機器等	移乗ロボットや、介護者の負担軽減となる移乗介助装着型ロボット等は含まれるか。	当事業の対象機器は、介護用移動リフトに限ります。 移乗ロボット、介護者の負担軽減となる移乗介助装着型ロボット等は含まれません。
6	機器等	リフトの機種等を選定して交付申請すれば、リフト等は県が準備する事業か。	本事業は、試用するリフトのレンタル代金に対する補助事業です。 機種選定、リフトレンタル事業者との賃貸借契約、リフト導入に付随するスリングシートなどの購入等に関しては、全て法人側で行っていただきます。
7	機器等	試用するリフトについて、事業終了後にも引き続きレンタル又は購入して使用することは可能か。	当事業は、令和2年3月31日までの期間のうち、6か月間のレンタル経費等について補助するものです。期間内に事業内容に添うよう事業を行っていただければ、それ以降は、県として指示等を行うことはありません。
8	機器等	事業終了後に購入して使用する場合、購入価格はいくらになるか。	法人(施設)とレンタル事業者間での移動用リフトの賃貸借契約及び事業終了後の売買契約の一切については、当事者間で進めていただきます。 そのため、事業完了後に購入希望等がある場合の価格については、県として回答できる内容ではありません。
9	機器等	同じ種類の機器を3台導入することも可能か。	同じ機種を複数台入れていただくことも可能です。それぞれ別の場所に配置する、別の場面で使うなど、施設の状況に応じて適切な配置を決めてください。
10	機器等	ティルト・リクライニング車椅子のレンタル費用も対象になるということだが、上限台数はあるか。また、車椅子のオプションも対象になるか。	ティルト・リクライニング車椅子の上限台数は、導入するリフトの台数となります。 また、車椅子に標準装備されているものであれば補助対象になりますが、その他のオプションについては対象外です。施設側の負担でオプションを追加するのは構いません。
11	コンサルティング	施設に作業療法士・理学療法士がいないのだが、どのようにしたらよいか。紹介してもらうことはできるのか。	施設で探す場合としては、以下の例があります。また、紹介について御相談がある場合には、県長寿社会政策課に御連絡ください。  <施設でさがす> ① 近隣施設・関連施設で本事業に携わっていただけの方がいれば、その方(施設・病院等に個別に連絡)。 ② 過去に本事業を実施した施設でコンサルティングに携わった方(施設へ個別に連絡)。
12	コンサルティング	施設に作業療法士・理学療法士がいるが、外部の委託も同時に行いたい。可能か。	可能です。
13	コンサルティング	コンサルティングを外部に委託する場合、当該補助金のコンサルティング経費201,000円での契約とするのか。	委託契約の契約金額については、当事者間で協議の上、決定してください。 コンサルティング経費201,000円については、委託料のほか、研修受講料、旅費、施設内研修費用等への活用も可能です。 また、補助対象額201,000円は、補助金の基準額(上限額)であり、実支出額と比較して低い額により補助金が支払われることとなります。

## R1.5.20 更新

No.	分類	質問内容	回答
14	コンサルティング	コンサルティングを外部に委託する場合、契約内容はどのようにしたらよいか。また、契約書のひな形はないか。	契約の内容(金額・手順・訪問回数等)を一律に示すことはしていません。 内容としては、コンサルティングの内容・実施手順・訪問回数を取り決めるほか、旅費を含むか否か、変更や事故が生じた場合の対応など、法人と受託先とで協議をする必要があります。 導入に当たり必要な準備・体制については、研修等で示しておりますので、それを参考に当事者間で決定してください。
15	コンサルティング	当施設のコンサルティングを、県委託OTや県保福事務所OT・PTにやってもらえるのか。	施設でのコンサルティングに当たっては、施設のOT・PT等を充てるか、外部委託等を行ってください。あくまで、コンサルティングを行うのは施設側になります。 県側のOT・PTは、その相談対応・指導を行う立場となりますので、ご理解ください。
16	コンサルティング	県委託のOT・PTと別途委託契約を締結すれば、施設の外部コンサルとしてやってもらえるのか。	役割の明確化のため不可としています。御了承ください。
17	コンサルティング	施設内のPT・OTがコンサルティングを行う場合、コンサルティング業務経費として、外部研修の受講費用等を含めることは可能か。	コンサルティング業務に当たる専門職員1名に限り外部研修の受講費用及びそれに係る最低限の旅費(施設の旅費基準等に基づくもの。)を認めます。 コンサルティング業務を外部に委託する場合には、その委託費をどのように活用するかはコンサル側の判断となります。
18	コンサルティング	コンサルティングを行うことができる専門職員として、「移動リフト機器に精通した者を選定」とあるが、県の研修等を受講できない場合に、この要件を満たす外部の資格や研修としてはどのようなものがあるか。	公益財団法人テクノエイド協会が行う「リフトリーダー養成研修」「福祉用具プランナー研修」がありますので、御検討ください。 また、そのほかに精通した者の証明となるような研修等の修了証がございましたら、個別に相談に応じますのでご連絡ください。
19	コンサルティング	施設内の専門職員によるコンサルティングとする場合、人数の上限はあるか。実際にコンサルティングを行う職員は複数名いても良いのか。	コンサルティングを行う専門職員について、人数の制限はございません。
20	コンサルティング	同一法人の別施設の職員がコンサルティングを行う場合、自施設までの交通費は対象経費に含まれないのか。	法人で雇用する者を充てているため、施設間の移動に要する交通費(旅費)は対象外です。
21	対象施設	特別養護老人ホームでの事業実施を考えているが、併設ショートも当該補助金の対象となるか。	特別養護老人ホームと併せて導入を検討したい場合には、対象としていただいてもかまいません。また、交付申請等の補助金手続きについては、特別養護老人ホームとしてまとめて記入してください。
22	対象施設	すでにリフトを活用している施設の場合、当該補助金の対象となるか。	導入済みのリフトのレンタル経費等については、補助の対象とはなりません。 すでに施設でリフトを使用している場合であっても、新たに、使用場面が異なるリフトを検討したい場合や、別の対象者に対してのリフト使用を改めて検討したい場合であれば、当該補助金の対象となります。
23	対象施設	平成27年度の移動用リフト導入効果検証業務委託又は平成28年度以降の介護職員勤務環境改善支援事業補助金の事業を実施した施設の場合、今年度の当該補助金の対象となるか。	すでに試用検討したリフトと使用場面や機種が異なるリフトを検討したい場合、別の対象者に対してのリフト試用を改めて検討したい場合や、同一のリフトをより長い期間で試用したい場合であれば、当該補助金の対象となります。 <b>ただし、平成28年度以降、当該補助金の交付決定を2回以上受けた施設は、補助対象外です。</b> また、前年度から継続しているリフトのレンタル等については対象となりません。。新規に契約を締結していただく必要があります。
24	対象施設	事業説明会に参加しない・できない場合、当該補助金の対象となるか。	以下①②のいずれかを条件とします。 ①事業説明会への参加 ②交付申請締切前に、別途県庁の担当者調整の上で個別に事業説明を受けること(県庁の担当者に直接申し込んでいただき、日時を調整して実施します。時間は1時間程度・場所は県庁となります。)  ※いずれも、管理者及び専門職員(自施設に専門職員が不在で委託等を行う場合に、その受託予定者が決まっているときはその方、未決定の場合には現場でリーダーとなる介護職員等)の両名の参加等が必要となります。 日程調整が難しい場合、例えば、管理者は②個別説明を、専門職員は①説明会に参加とすることも可能です。

No.	分類	質問内容	回答
25	対象施設 (2次募集)	事業説明会及び研修会に参加していないが、今後の交付申請は可能か。	当初の交付申請の状況により、2次募集を行う場合があります。 事業説明会及び研修会は、2次募集での申請を検討している方も対象に広く開催いたします。ご都合により参加できない場合は、下記の対応いたします。  ○事業説明会に不参加 →上記No.23と同様の対応。  ○研修会に不参加 →コンサルティングに当たる職員について、交付決定後に、リフトリーダー研修等の外部研修の受講が必要になります。
26	交付申請	交付申請等について、記入・押印を事業所(施設)名で行ってはダメか。法人本部が遠方にある。	法人での記入・押印をお願いします。今後の補助金手続きにおいても、法人格を持つ法人等しか行うことができません。
27	交付申請	同一法人で、複数施設の交付申請を行いたい、交付申請書の記載方法はどのようにすればよいか。また、提出部数はどのようになるか。	交付申請書(様式第1号)は、法人でまとめた額を記入してください。〔1部(1枚)提出〕 事業計画書(様式第1号別紙(1))は、施設ごとに作成して添付してください。〔各1部提出〕 所要額調書(様式第1号別紙(2))は、法人でまとめて記入してください。〔1部提出〕
28	交付申請	交付申請の経費積算について、どのように行えばよいか。 ①機種やシート種類を決めて申請するのか。 ②専門家(OT又はPT)のコンサルティング経費がわからない。 ③見積書等の添付は必要か。	交付申請時点では、リフトの希望台数により、補助上限額で積算していただくこととなります。 ①リフト台数のみ決定し、補助金額上限を乗じる。 ②コンサルティング経費は、補助金額上限を記載。 ③見積書は不要。  試用するリフトの機種等については、コンサルティング業務を行う専門家の指導の下、アセスメント、マッチングを行ってから決定することとなります。 また、希望機器のレンタル等については、販売店等と調整をすることとなります。
29	交付申請	交付申請書の添付書類は、交付申請書(様式第1号)の添付書類にあるものだけでよいか。「4 その他知事が必要と認める書類」は何か。	特に指定しません。 なお、当該補助金の交付申請に当たっては、見積書等の添付の必要はありません。
30	研修会	施設内である程度事業を把握している者がいた方が良いので、一般の職員を研修会に参加させたい。作業療法士または理学療法士の資格を持たない職員だが、県が指定する研修会に参加させることは可能か。	可能です。 ただし、コンサルティング業務に当たる専門職員ではないため、資格を持たない職員に係る研修受講費用及び旅費は、補助対象経費に含まれませんので、ご注意ください。
31	事業実施	事業はいつ開始してよいか。	“交付決定後”かつ“研修会受講後”に事業を開始してください。ただし、施設でコンサルティング業務を行う専門職員が、リフトリーダー研修等の受講証明書の写しを提出し、県が開催する研修会の受講が免除となる場合にあっては、“交付決定後”に事業を開始していただくかまいません。 交付決定後、試用するリフトの機種等については、コンサルティング業務を行う専門職員の指導の下、アセスメント、マッチングを行ってから決定してください。 また、希望機器のレンタル等については、販売店等と調整をしてください。
32	実績報告	実績報告の際に必要な書類等は何か。	補助要綱第7条第2項のとおりです。様式のほか、以下を必ず添付してください。 ① 補助事業に係る歳入歳出決算書(見込書)の抄本 ② リフト機器等に関する「見積書」「納品書」「請求書」の写し ③ リフト機器、コンサルティング業務に関する費用の支払いが分かるもの ④ 事業の執行状況写真(コンサルティング、リフト機器、試用の様子など)
33	実績報告	実績報告書の提出は、郵送で良いか。	見積書、納品書、請求書、領収書等の写しを添付していただくにあたり、原本も確認させていただきますので、実績報告の書類一式については、当課窓口へ直接ご提出ください。 窓口で確認いたしますので、見積書、納品書、請求書、領収書等の原本も必ずお持ちください。
34	実績報告	経費の支払いは、いつまでに済ませる必要があるか。	リフト機器、コンサルティング業務に関する費用の支払いは、必ず年度末までに完了させてください。銀行振込みの場合も、年度末までに振込みが完了するようにしてください。 翌年度の4月以降に支払いがなされた場合、その分は補助対象経費に含まれませんので、ご注意ください。

## R1.5.20 更新

No.	分類	質問内容	回答
35	補助金 支払い	補助金はいつ支払われるのか。事業開始と同時に支払いは可能か。	全て精算払いとしているため、事業完了後の支払いとなります。事業完了後に実績報告書を提出いただきますと、その後に県から額の確定通知を行います。その後、請求により各事業者へ支払いとなります。